

第1回土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会

日 時：平成18年2月17日（金）15：00～17：00

場 所：アルカディア市ヶ谷4階「鳳凰」

委 員：土屋委員長、石川委員、北委員、村上委員（代理大沢技幹）

警戒避難の情報は、災害情報を取り入れることにより効率的に運用することが望ましい。

前兆現象が起こっていないから安全と見られるのは危険である。天然ダムができれば、必ず水位低下という前兆現象が起きるが、一般論としては水位が上がる方が危険である。天然ダムというまれな現象より、一般的な現象をまとめるべきである。

前兆現象は結果的には分けられるが、実際の場合には災害そのものがあるかどうかかわからないし、複数の前兆現象同時に起こったりするので、前兆現象から土石流の発生タイプの個々の現象を分けるのは困難ではないか。

前兆現象により避難する人の割合が低い、これは住民の住む場所の違いが大きく影響しているのではないか。

前兆現象等の情報収集は山間部と違い都市部の方は、近隣に対して無関心である、都市域では課題である。

現象が起こってから逃げるのか、土砂災害が起こる可能性が高い段階で逃げるのか、避難のための前兆現象の定義を明らかにすべきである。

必ずしも当該箇所では前兆現象が発生していなくても、ある範囲の中で弱い所で発生すれば、前兆現象があったとみなすのであろう。

がけ崩れは、斜面の変形、亀裂、崩壊が一緒に起こることが考えられるため、現象について整理が必要である。また巡視については、大雨時に前兆現象を見つける事は困難であり、巡視に行って亡くなった例もあることに留意すべきである。

多くの方が行政から避難をうながされても逃げない。教育・啓発により、行政から伝授される前兆現象等の情報を受け止めるとともに、住民自身が自ら判断して避難することが必要である。自らの財産・生命は自分たちで守る意識が大切である。小学生に前兆現象について教育しても即効性はないかもしれないし、情報伝達を義務化するのも無理ではあるが、土砂災害の危険性のある所に住んでいれば、そのことを小学生であっても知っていて欲しい。

土砂災害警戒情報と前兆現象の関係はどうなるのか。前兆現象が起きるの

を待つて土砂災害警戒情報を出すのか。

必ずセットでなければいけないということではない。

避難する人は身近な現象で避難している。例えば川の水位、道路の側溝から水が溢れる等であるため、土砂災害発生の直接的な前兆現象だけではなく、このような間接的な現象も含め整理が必要である。

榛名町の例は各家庭に配布する事例としては分かりやすい。教育用として配布する資料は、国・県・市町村によって内容が違ふ。これまでも防災教育用資料を配付してきたが、内容が伝わっていなかったのではないかと。どういふふうになれば伝わるかと言ふ事と同時に、伝えてどう使われたかを検証して初めて知識の普及といえる。

土砂災害については、教育を行っていかないと人々の意識から風化してしまうので、国土交通省としては今後も前兆現象にかぎらず知識の普及の努力を続けたい。

その他に欠席委員からは下記のご意見をいただいている。

地すべりは、他の現象と違ひ、タイムスパンの長い現象である。災害発生の前兆現象という段階が非常に長い。そのあたりに着目して前兆現象を整理する必要がある。

教育用パンフ等は、様々なものが作成されているが活用されていない場合が多い。作ることより、活用される事に努力すべきである。